家畜保健衛生所たより

平成26年度 第34号 平成26年12月26日 山梨県西部家畜保健衛生所

豚流行性下痢(PED)対策の再徹底をお願いします

平成26年9月以降も12都県35農場(12月21日現在)でPEDの発生があり、近県の群馬県や千葉県でも発生が確認されています。 PEDウイルスは冬期に活性化しますので、より一層の衛生対策と、 異常発見時の早期通報の再徹底をお願いします。

PEDは、感染家畜及び糞便に汚染された人や物によって 伝播するので、対策の徹底をお願いします。

毎日、豚の健康観察を行ってください。

出入りする車両は、荷台等も含め全体を洗浄消毒する。

排せつ物の処理を適正に行う。特に液体は通常の曝気や塩素消毒 処理ではウイルスは失活しない可能性があるので、浄化後の上清等 は可能な限り農場内で使用しない。

農地還元では、運搬経路や他 の養豚場立地に十分注意する。

分娩豚舎への病原体侵入防止のため、分娩舎作業は専従とし、専用の衣類・履物を使用する。

河川水や地下水を使用する場合には、飲水用に限らず可能な限り、消毒する。

飼養衛生管理の徹底、導入時の隔離観察等を行ってください。 出荷前の豚をよく観察し、臨床症状がある豚は出荷しない。 PEDの予防にはワクチンが有効です。使用の際は用法・用量を確認 の上、母豚の健康管理、衛生的な飼養環境等に留意して、適切に 使用してください。

飼養豚に、PED様症状(水様性下痢、嘔吐、食欲不振等)が確認された場合には、速やかに家畜保健衛生所へ通報してください。

家畜の病気に関するお問合わせは山梨県西部家畜保健衛生所まで 電話・・・0551-22-0771 FAX・・・0551-22-6728 夜間の連絡は・・・090-5564-1018

土日・休日の連絡は・・・ 090-5564-1018 または090-5568-0817